○農林水産省告示第千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市円谷町字狐尾谷四七〇、字宮ノ谷四七六の四、米田町字前田四七四の三、字祖父田五一〇の二、五一一の一、字下用田五一六の三、字岩神谷五三七の三、五三九の一、五三九の二、五四〇から五四四まで、字細谷五五〇、字三谷野五五四の一から五五四の一七まで、五五七の一から五五七の二六まで、字半田平五九七の一から五九七の六まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市富海字五歩谷九九二の一、字下大沢九九四の一、字林ノ谷一〇〇一、字狼谷一〇〇二の一、一〇〇二の二、字吉ヶ谷一〇〇八、一〇一一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市富海字砂田山三九五の一、三九五の二、三九六、四〇四の一、四一〇、字赤岩九四五の一、九四五の二、九四五の五、九四五の六、字長谷田平ラ九六五、九六六、字勝負谷九七〇の一から九七〇の三まで、九七八の一、字神坂谷九八二の一、九八三の一、九八三の二、九八四の一、九八四の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字宮市字下寺谷二二四、大字久連字戸ノ空ノ下モ一一三、字竹ノ上ノ一　三二〇の一、三二〇の二、三三五、字丸ヶ谷三三七、字田ノ平上ミ三七七、字継岩向七一四の一、大字下蚊屋字背戸ノ谷三七二の八・三七三の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、三七四の一〇・三七四の一一（以上二筆国有林）、三七二の五、三七二の一一、三七三の二、三七三の六、大字柿原字下屋敷三七八、三八〇、字宮ノ向六九八の二、字向貝市七五五の二、字カエナ貝市一七九七、一七九八、一八〇一、一八〇三、一八〇七、一八〇八の一、大字吉原字鷹ノ子七五五の一、字越堂九八四、字中比良二〇二四の二、二〇二五の二、二〇二六の二、二〇三八の二、大字洲河崎字上エノ山一〇四八、一〇四九の一、一〇五〇の一、一〇五〇の一〇、一〇五〇の一一、大字武庫字三谷山一八三七の三、一八三七の二八、字後口谷上ミ平ラ一八七六の一、一八七六の二、字家ノ空一八七八、大字俣野字鉄穴平後口二五六五の一、二五六六の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸ノ空ノ下モ一一三、字竹ノ上ノ一三二〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三五、字丸ヶ谷三三七、字田ノ平上ミ三七七（次の図に示す部分に限る。）、字下屋敷三七八、三八〇、字カエナ貝市一七九七、一七九八、一八〇一、一八〇三、一八〇七、一八〇八の一、字上エノ山一〇四八・一〇五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五〇の一〇、一〇五〇の一一、字後口谷上ミ平ラ一八七六の一、一八七六の二、字家ノ空一八七八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字俣野字寺山ノ下モ六一三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市西今在家字御堂下ノ谷二五二、字中ノ谷二五五の一、字上御堂二五九から二六一まで、字寺谷奥二九三、字寺谷三〇〇、字神谷口三三一から三三三まで、字神谷中三三四から三三八まで、三四〇、三四一、三四二の一から三四二の二四まで、三四三の一、三四三の二、三四四の一、三四四の三から三四四の八まで、三四五の一から三四五の三まで、字神谷奥三四六の一から三四六の七まで、本高字立見四二九、北村字反田ノ壱四七七、四八一、字中土居四八八の二、四八九の二、中村字大岩四八五の一、四八五の四一から四八五の四八まで、字赤松谷五五五から五五八まで、字木細工五八三、五八七、五八八の一から五八八の三九まで、五八九の一、五八九の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大岩四八五の一、四八五の四一から四八五の四八まで